

令和 8 年
第 1 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 2 月 2 6 日 (第 1 日)

令和8年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和8年2月26日（木曜日）午前9時開議

| | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議第1号 | 令和8年度土岐市一般会計予算 |
| 日程第4 | 議第2号 | 令和8年度土岐市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議第3号 | 令和8年度土岐市駐車場事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議第4号 | 令和8年度土岐市介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議第5号 | 令和8年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第8 | 議第6号 | 令和8年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算 |
| 日程第9 | 議第7号 | 令和8年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議第8号 | 令和8年度土岐市水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議第9号 | 令和8年度土岐市下水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議第10号 | 令和7年度土岐市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第13 | 議第11号 | 令和7年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議第12号 | 令和7年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議第13号 | 令和7年度土岐市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議第14号 | 令和7年度土岐市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議第15号 | 土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・ 1 |
| 日程第18 | 議第16号 | 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について・・・ 3 |
| 日程第19 | 議第17号 | 土岐市職員等の旅費に関する条例について・・・ 5 |
| 日程第20 | 議第18号 | 土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について・・・ 20 |
| 日程第21 | 議第19号 | 土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について・・・ 22 |
| 日程第22 | 議第20号 | 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・ 24 |

別冊

| | | | |
|--------|--------|--|----|
| 日程第 23 | 議第21号 | 土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ | 35 |
| 日程第 24 | 議第22号 | 土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・・ | 37 |
| 日程第 25 | 議第23号 | 土岐市火入れに関する条例の一部を改正する条例について・ | 39 |
| 日程第 26 | 議第24号 | 土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ | 42 |
| 日程第 27 | 諮第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・ | 45 |
| 日程第 28 | 議第25号 | 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・ | 別冊 |
| | 専第 1 号 | 令和 7 年度土岐市一般会計補正予算（第 7 号） | |

議第15号

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

職員定数を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例

土岐市職員定数条例（昭和43年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「兼務6人」を「兼務10人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第16号

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を「100分の106.25）」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第14条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては100分の127.5）」を「100分の126.25）」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第23条第1項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を「100分の106.25）」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第23条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては100分の127.5）」を「100分の126.25）」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 17 号

土岐市職員等の旅費に関する条例について

土岐市職員等の旅費に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、職員等の旅費を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市職員等の旅費に関する条例

土岐市職員等の旅費に関する条例（昭和60年土岐市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第20条）

第3章 雑則（第21条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 市が職員等に対し支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和43年土岐市条例第13号）、土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）及び土岐市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年土岐市条例第1号）の適用を受ける者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する者及び同条第2項の規定により任命権者の一部が委任されている者をいう。

（3）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認

める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

(5) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(6) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(8) 家族 内国旅行にあつては、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(10) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

2 この条例において「職務の級」とは、土岐市職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に定める行政職給料表(1)による職務の級(行政職給料表(1)の適用を受けない者については、任命権者が市長と協議して定めるこれに相当する職務の級)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 職員が外国の在勤地において死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ又はエの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下次条及び第5条において「旅行命令等」という。）の変更（取消を含む。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に市の規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合

には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の

期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令権者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者等は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出命令権者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）

に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第

2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級の者が移動するとき並びに職務の級が6級以下の者が長時間に渡る移動として市の規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
 - (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級の者が移動するとき並びに職務の級が6級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - (3) 外国旅行の場合であって、職務の級が5級以下の者が著しく長時間に渡る移動として市の規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- (その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自家用自動車（前号に規定する自家用自動車を除く。）を利用する移動（職員にあつては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。）に要する費用として市の規則で定める費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市の規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「土岐市職員等の旅費に関する条例（昭和60年土岐市条例第5号）」を「土岐市職員等の旅費に関する条例（令和8年土岐市条例第 号）」に改める。

(土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 土岐市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年土岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条中「土岐市職員等の旅費に関する条例（昭和60年土岐市条例第5号）」を「土岐市職員等の旅費に関する条例（令和8年土岐市条例第 号）」に改める。

(土岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 土岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成12年土岐市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「土岐市職員等の旅費に関する条例（昭和60年土岐市

条例第5号)」を「土岐市職員等の旅費に関する条例（令和8年土岐市条例第 号）」に改める。

（経過措置）

第5条 この条例による改正後の土岐市職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の土岐市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（委任）

第6条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議第18号

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

選挙事務の円滑な執行を図るため、この条例を定めようとする。

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年土岐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 市議会の議員が9の項に定める委員その他の構成員を兼ねる場合、当該兼ねる職として受けるべき報酬は支給しない。
- 2 10の項に定める特別職等の職員が職務に従事する途中で交替した場合における報酬の額は、この表に規定する報酬の額の範囲内で事務従事した時間に相応する額とする。この場合において、当該報酬額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第19号

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

電気通信事業法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例

土岐市印鑑条例（昭和55年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定（「民間事業者が設置する」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議第 20 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のとおり改める。

（保険料の賦課額）

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の6の2第1号「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第15条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条、第19条の3、第19条の4及び第19条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金

を除く。)の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の6の3」の次に「若しくは第15条の14」を加え、「第19条第1項各号」を「次条第1項各号」に、「定める額、第19条の3第1項（同条第3項）」を「定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に改め、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号（同条第6項）」を「同条第5項（同条第7項

又は第8項」に、「第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8の額又は第19条第1項各号」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改め、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額」に改める。

第19条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「同法第8条第4項」を「同条第4項」に改め、「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額

の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得

と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第19条の3第1項中「第15条第2項」を「同条第2項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同条第6項

中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項第2号中「第1号」を「前号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項前段中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「、「第6項」を「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「「26万円」と」の次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万

円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条の2、第15条の6、第15条の13から第15条の17まで及び第18条から第19条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市保健センターの開館時間を変更するため、この条例を定めようとする。

土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第 2 2 号

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

令和 7 年度税制見直しに伴い、前年度住民税非課税者に係る特例減免を行うため、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険条例（平成12年土岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

第10条第2項ただし書中「当該期限までに申請することができない」を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 2 3 号

土岐市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

土岐市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

林野火災対策の推進を図るため、この条例を定めようとする。

土岐市火入れに関する条例の一部を改正する条例

土岐市火入れに関する条例（昭和59年土岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第1項」を「第21条」に改める。

第2条第1項第3号中「請負」を「請負（委託）」に改める。

第5条中「生じたときは」の次に「、法第21条の規定に基づき」を加える。

第6条中「10日」を「7日」に改める。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の全てに該当する場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

第7条に次の各号を加える。

(1) 火入地を2ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合

第8条に次の1項を加える。

2 火入者は、法第22条の規定に基づき、火入れを行う日の前日までに、当該火入れをしようとする森林又は土地に接近している立木竹の所有者又は管理者に対し、当該火入れを行う旨を通知しなければならない。

第12条第1項第1号中「3人」を「10人」に改め、同項第2号中「3人」を「5人」に改め、同条第2項中「市長が指示する」を「ノコ・ナタ・カマ・クワ・スコップ・ヒタタキ・ヌレムシロ・バケツ・手動ポンプ等の」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは」に改め、同条第2項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報、林野火災警報」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 2 4 号

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

土岐市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表(第5条関係)

| 階級 | 勤務年数 | | |
|-----------|---------|----------------|---------|
| | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 13,340円 | 14,170円 | 15,000円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,670円 | 12,500円 | 13,340円 |
| 部長、班長及び団員 | 10,000円 | 10,840円 | 11,670円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の土岐市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた土岐市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以

下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|----|-------|------|
| | 加藤 泰幸 | |